

平成 27 年 6 月 9 日現在

機関番号：14301

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2012～2014

課題番号：24653012

研究課題名(和文) 私的自治規範を基盤とする国際公秩序形成 ドーピング規制を例に

研究課題名(英文) Private and public elements in international doping regulation

研究代表者

濱本 正太郎 (Hamamoto, Shotaro)

京都大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：50324900

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：ドーピング規制の通常形態では、私的団体であるスポーツ団体が、自らが主催する大会に参加を希望する競技者に対し、大会参加の条件としてドーピング規制を受け入れることを求め、私人がそれに同意することにより、ドーピング規制が適用されることになる。すなわち、契約法的構成であり、国家法はその契約的関係の基盤としての役割を果たすにとどまる。そこから、私的自治による国際秩序の構築が主張されてきた。ところが、近年、ドーピング規制の進展に伴って、国家からの反撃とも言える事態が進展しつつある(とりわけドイツのPechstein事件)。これは、私的自治規範による国際秩序構築の限界とも言え、今後の動きが注目される。

研究成果の概要(英文)：Rules on doping in sports are first and foremost private ones. When organizing competitions, sports federations offer athletes conditions for participation. It is up to each athlete whether or not accept such conditions. On this background, experts argued that a public international order was in the process of creation on the basis of private norms created by private actors. However, in recent years, States started to strike back in face of more and more strict and demanding doping regulations. The best example is the 2015 decision rendered by the Munich OLG in Germany with respect to the Pechstein affair, which put the fundamentals of global regulation on doping into question. This recent phenomenon seems to indicate the limits of a private process of creating an public international order.

研究分野：国際法学

キーワード：スポーツ法 ドーピング 国際秩序 私的アクター グローバル法

1. 研究開始当初の背景

ドーピング規制は、スポーツ競技団体が作成する自主的規範を中心としつつ、それらの準拠法とされる各国国内法、ドーピング規制に関する2005年ユネスコ条約のような国際法、ヨーロッパ諸国であればヨーロッパ評議会の枠組で採択されたヨーロッパ・アンチドーピング条約やEU法・ヨーロッパ人権条約など、多種多様な規範が複雑に入り組んで成り立っている。

2. 研究の目的

このような規制は、私的主体による自主的規範が中心となって新たな公的秩序構成を行う例として、極めて注目に値する。本研究は、現在のドーピング規制の法構造を体系的に解明することを通じて、その構造における私的主体の役割を具体的に検証し、私的主体による公的秩序構成の理論的把握に資することをねらいとする。

3. 研究の方法

ドーピング規制の個々の規範あるいは個別紛争事例に関する研究は一定程度存在するため、まずはこれら先行研究の網羅的な調査を行う。それに加えて、ドーピング規制に関するスポーツ仲裁裁判所(CAS)仲裁判断例の網羅的検討に着手する。さらに、ドーピング規制の実務担当者との意見交換を行う。そして、本研究の目指す体系的把握のための理論的基盤構築のために、近年進展が著しい、国際社会の憲法化に関する主張や新たな形で「世界法」の提唱などに関する学説の整理および検討を行う。

4. 研究成果

ドーピング規制への国家の法的な関与としては、国内法によるものと、国際条約によるものがある。もっとも、ごく稀のみ見られる刑罰的・行政罰的規制を除き、直接にドーピング規制が国内法や条約によりなされることはない。通常の状態では、私的団体(たとえば財団法人)であるスポーツ団体が、自らが主催する大会に参加を希望する私人(競技者)に対し、大会参加の条件としてドーピング規制を受け入れることを求め、私人がそれに同意することにより、ドーピング規制が適用されることになる。すなわち、契約法的構成であり、国家法はその契約的関係の基盤としての役割を果たすにとどまる。ユネスコ条約やヨーロッパ評議会条約も、ドーピング問題に対して国際的に協力することを国家に義務づけるのみで、具体的なドーピング規則を国際条約という形態で成立させるものではない。すなわち、ドーピング規制は国家権力の行使によりなされるものではない。

い。そこで問題になるのが、そのような規制の正統性である。

形式的に議論するならば、契約であるため、当事者意思・私的自治に根拠づけられれば足りることとなる。しかし、ドーピング規制において私的自治は十分な根拠たり得るか。最も単純な議論は、イングランド高等法院がStredford v Football Association Ltd [2006] EWHC 479 (Ch)で述べたように、スポーツ団体が示す条件をのまなければ競技者は大会に参加できないとしても、だからといって契約を無効とするほどの「強制」がスポーツ団体により競技者に課せられたわけではなく、したがって契約は有効である、というものである。これに対し、その上訴審であるイングランド控訴裁判所(Stredford v Football Association Ltd [2007] EWCA Civ 238)は、原審を支持することを明言しつつ、公益の考慮はその結論を変えるものではなく、むしろ、公益を考慮するならばこのような場合(ドーピング紛争)については仲裁の利用が勧奨されるとも述べており、単に私的自治にとどまる問題ではないことが示唆されている。

これに対し、スイス連邦裁判所(最高裁判所)は、Cañas事件(2007年3月22日)判決(ATF 133 III 235)において、かなり異なる見解を示した。大要以下のとおりである。たしかに、超一流の競技者ともなれば、スポーツ団体に自ら望むような条件をのませることもできるかもしれない。しかし、そのような例外的な場合を除いて、競技者は、大会に参加したいのであれば、スポーツ団体が示す条件をのむしかない。そこに、実質的な選択の余地はないのである。ただし、だからといって仲裁合意が無効になるわけではなく、競技者とスポーツ団体との間の契約により、独立不偏の仲裁廷による審査を受けることが可能であり、当該審査が効率的である限りにおいては、有効とされる。

さらに注目に値するのは、Pechstein事件に関するドイツの国内裁判例である。2014年2月28日のミュンヘン地方裁判所判決(Landgericht München I Az.: 37 O 28331/12)は、スイス連邦裁判所と同様に、競技者にとって選択の余地がないことを指摘し、したがって競技者の同意は無効であると判断した。しかし、攻撃対象となっていたCAS仲裁判断は既判力を有するとして、仲裁判断の取消は認めなかった。この判断は、競技者の同意を無効とした点では革命的とも言える立場を示したが、その同意を根拠とするCAS仲裁判断の既判力を認めるという不可解な見解であり、ドイツ国内裁判所の立場の明確化が待たれていた。そして、2015年1月15日に、ミュンヘン上級裁判所が部分判決を下すこととなった(Teil-Urteil Az. U 1110/14 Kart, OLG München, 15. Januar 2015)。その判旨は、大要以下の通りである。まず、本件は競争法の問題であり、Pechsteinが参加するスピードスケートにおいては国

際スケート連盟(ISU)が独占的地位を占めている。抽象的には、ISUはその地位を濫用したとは考えられないが、仲裁手続を具体的に見てみると、とりわけ仲裁人の選任手続においてスポーツ団体側が有利な立場にあり(紛争当事者が仲裁人に合意できない場合の指名権者がスポーツ団体に依存する機関により選任されるなど)、CASの手続にはスポーツ団体側の地位の濫用を防止する制度が用意されていない。したがって、本件CAS仲裁判断はドイツの公序に反しており、ドイツにおいて承認することはできない。すなわち、上級裁判所は、地方裁判所と異なり、競技者による同意の有効性については検討していない。そうではなく、仲裁手続における地位の不平等に着目し、構造的に不平等を埋め込んでいる仲裁手続から生じた判断を承認することはできない、と判示したものである。なお、本件は現在ドイツ連邦裁判所(最高裁判所)に係属中である。

この判決を受けて、CASは声明を発表した(2015年3月27日)。それによれば、指名権者は必ずしもスポーツ団体には依存しておらず、ミュンヘン上級裁判所はCASの現状を理解していない。もし、CASの仲裁判断がこのような理由で国内裁判所により覆されるようになると、国際仲裁制度の存在理由そのものが失われる。国際仲裁制度がなければ判断の統一性が保たれず、競技者にとって帰って不利益になる。

ここまで述べた3つの事件は、仲裁合意(したがって仲裁判断)の有効性に係る問題を扱っている。それとは異なる観点から、最近新たな問題が提起されている。それは、居場所情報に関する問題である。競技者は、予告なしのドーピング検査を受ける可能性がある。そのため、世界レヴェルの競技者など、一部の競技者は、ADAMSというデータベースに自らの所在地を事前に登録しておかねばならないこととされている。非常に煩瑣であることを除いて考えると、プライバシーの侵害であるとの意見はとりわけ競技者の間に強く、制度の緩和あるいは廃止を求める意見が根強く、フランスでは違憲訴訟が起こされた。

フランス国務院(行政最高裁判所)は、2011年2月24日の判決(No 340122)により、居場所状況提供制度は、ドーピングとの戦い(la lutte contre le dopage)という公益目的のために必要であり、かつその目的達成との関係で比例性を充たす、と判断した。国務院は詳細な理由を述べていないが、論告担当官(rapporteur public)の見解を踏襲したものとされる。論告担当官(Damien Botteghi)によれば、ドーピングとの戦いは一般利益に属するものであり、それは、競技者の健康と協議における衡平性、さらには一定の倫理を求めるところから説明される。居場所情報の提供は、抜き打ち検査が不可欠であるというドーピング検査の性質上、必要性が認められる。

比例性については、効果的なドーピング検査のためには抜き打ち検査が不可欠であることや、時間的拘束をそれほど受けるものでないために、充たされる、と述べている。本件は現在ヨーロッパ人権裁判所に係属中であり、どのような判決が示されるか、注目される。

このように、ドーピング制度について、国から離れたグローバルな制度が私的に形成されつつあるという指摘が有力である一方で、とりわけ近年、国家権力が積極的に関与する動きを強めていることが注目される。これは、国家権力側としても、グローバルな規制の必要性を認めつつも、譲れない一線があることを示すことにより、グローバルな規制の内容を変更させようとするものとも言え、それはミュンヘン上級裁判所のように仲裁判断承認拒否の判断を下す場合に極めて明確であるが、イングランド・スイス・フランスの各裁判所のように結論的には認める場合であっても、一定の要件を課してそれを充足するが故に認めるという議論を展開することからも見て取ることができる。今後は、このような動きを受けて、世界アンチ・ドーピング機構(WADA)やCASなどの(半)私的なグローバルアクターがどのように反応するかを見ていく必要がある。

本研究の成果は、現段階で暫定的なものを公表するよりも、ドイツ連邦裁判所によるPechstein事件への対応およびヨーロッパ人権裁判所によるフランス居場所情報事件への対応が極めて近い将来に明らかになることが予想されるため、それを待ってから示すことが遥かに生産的と考えられる。したがって、これまでの時点では成果物は公表していない。

なお、研究代表者は、日本スポーツ仲裁機構の「諸外国におけるスポーツ紛争およびその解決方法の実情に対する調査研究」に研究代表者として加わり、そこでも本研究課題と類似した論点を扱い、ベルギーとスイスとについて詳細な報告をまとめるとともに、ドイツ・フランスをも含めた総括的なまとめも公表している(『平成25年度 文部科学省委託事業 スポーツ仲裁活動推進事業 報告書 諸外国におけるスポーツ紛争およびその解決方法の実情に対する調査研究』2014年3月)。本件科学研究費による成果ではないので業績としては以下に示さないが、本研究課題と密接に関係するテーマであるため、ここに記しておきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等
該当せず。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

瀧本 正太郎 (HAMAMOTO, Shotaro)
京都大学大学院法学研究科・教授
研究者番号：50324900

(2) 研究分担者

該当せず。

(3) 連携研究者

該当せず。